

令和2年10月から

障害者雇用義務の有無にかかわらず

全ての中小企業が対象になります！

～中小企業応援

初めて障害者を雇用
する企業をサポート
します

障害者雇用奨励金～

主な支給要件

この他にも要件があります。

- 初めて障害者を雇用し、6か月以上継続雇用していること
- 常時雇用する労働者数が**300人以下**の中小企業等であること
- 県内に企業の主たる事業所を有する事業主
 - * 対象となる障害者の雇入れ日の前日から起算して、過去3年間に障害者の雇用実績がない場合も該当します。
 - * ハローワークの紹介による雇入れ以外も支給対象となります。

注意 次の場合は対象外です。

- 国の「特定求職者雇用開発助成金（障害者初回雇用コース）」の支給対象である場合
- 就労継続支援A型の事業を実施している事業主である場合 等

支給額

1 事業主当たりの金額

60万円

〔 1週間の所定労働時間に応じて
30万円の場合もあります 〕

お問合せ先

愛知県労働局就業促進課 高齢者・障害者雇用対策グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2

TEL 052-954-6367 FAX 052-954-6927

詳細については、愛知県労働局就業促進課 Web ページに掲載しております。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shugyo/ouen.html>

※雇入れの対象となる障害者や支給
申請の時期及び方法については、
裏面を御確認ください。



対象となる障害者

次の①～③のいずれかの障害者で、雇入れ日現在において満65歳未満である者

- ①身体障害者
- ②知的障害者
- ③精神障害者

申請期限

奨励金の支給を受けようとする事業主は、対象となる障害者を雇い入れた日から6か月経過した日の翌日から2か月以内に必要な書類を添えて愛知県へ支給申請書を提出することが必要です。

なお、特例として、雇入れ日が令和2年4月1日から令和2年7月31日までの場合は、支給申請書の提出期限を令和3年3月31日まで延長します。

※申請書提出期限を過ぎての提出は支給対象となりませんのでご注意ください。

申請方法

次の書類を郵送（簡易書留等記録が残る方法に限る。支給申請期限までに必着のこと。）又は持参にて提出してください。

【申請書類】

- ①「愛知県中小企業応援障害者雇用奨励金支給申請書」（様式第1号および様式第1号-1）
- ②雇い入れた労働者が障害者であることを確認できる書類の写し
 - 身体障害者 「身体障害者手帳」の写し
 - 知的障害者 「療育手帳」または「児童相談所等による判定書」の写し
 - 精神障害者 「精神障害者保健福祉手帳」の写し
- ③対象となる障害者の雇入れ時の労働条件が確認できる書類の写し
「労働条件通知書」又は「雇用契約書」の写し
- ④対象となる障害者の雇入れ日から支給対象期間である6か月分が含まれる「出勤簿（タイムカード）」の写し
- ⑤「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」の写し
- ⑥常時雇用する労働者数を確認できる書類
「労働者名簿」又は「従業員名簿」の写しなど支給申請時点での内容がわかるもの
- ⑦その他（上記の書類以外で申請の確認に必要な書類がある場合）